

国営土地改良事業における特別監視制度の運用について

平成 23 年 4 月 1 日付け 22 農振第 2222 号

各地方農政局長

国土交通省北海道開発局長

内閣府沖縄総合事務局長

殿

農林水産省農村振興局長

1 内 容

新たな食料・農業・農村基本計画（平成 22 年 3 月 30 日閣議決定）の着実な実施により、我が国の食料自給率の向上を図っていくためには、食料の安定的な生産の基礎となる基幹的水利施設の機能維持が不可欠である。

これら基幹的水利施設の相当数は、戦後集中的に整備されてきたことから順次老朽化が進行し、標準的な耐用年数を超えようとする施設数は年々増加し、突発事故の件数も増加している状況にある。

特別監視制度は、このような基幹的水利施設の機能について、国が監視を行い、災害・事故リスクの高い箇所を補修・補強等を適時実施し、施設の機能維持を最小限の範囲で着実に行うものである。

2 特別監視制度の対象

特別監視制度の対象は、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）に基づき実施される国営かんがい排水事業（国営かんがい排水事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 532 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する事業をいう。）又は国営総合農地防災事業（国営総合農地防災事業実施要綱（平成元年 7 月 7 日付け元構改 D 第 486 号農林水産事務次官依命通知）第 2 に規定する事業をいう。）であって、これら事業の対象とする基幹的水利施設（以下「施設」という。）とする。

3 工事計画の作成

地方農政局長（北海道にあつては国土交通省北海道開発局長、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）は、特別監視制度を導入する国営地区（以下「特別監視地区」という。）について、国営造成水利施設保全対策指導事業（国営造成水利施設保全対策指導事業実施要綱（平成 15 年 4 月 1 日付け 14 農振第 2537 号農林

水産省事務次官依命通知)等による機能診断の結果等を踏まえ、災害・事故リスクの高い施設から順次補修・補強を行うための毎年度の工事計画(別紙様式第1号。以下「年次計画」という。)を事業着手の年度の6月末までに作成、管理するものとする。

年次計画については、次の事項を明らかにすることとし、毎年度の実施状況や国が行う施設の機能監視(以下「施設機能監視」という。)の結果に基づいて適宜見直しを行うこととする。

- (1) 各年度の工種別実施内容
- (2) 工種別の概算事業費

4 監視計画の作成

事業実施期間中に行う施設機能監視について、以下の内容を盛り込んだ監視計画(別紙様式第2号)を事業着手の年度の6月末までに作成、管理するものとし、毎年度の実施状況や施設機能監視の結果に基づいて適宜見直しを行うこととする。

- (1) 対象施設
- (2) 監視頻度
- (3) 監視内容

5 特別監視委員会

特別監視地区を管轄する地方農政局長においては、3及び4に係る所要の検討を行う特別監視委員会を地方農政局内に設置するものとする。

(別紙様式第2号)

監視計画

(土木施設)

施設名称	構成要素等	測点、部位等	監視内容・項目	監視頻度	監視の留意事項	異常時の措置
◎◎ダム	堤体					
	洪水吐					
〇〇頭首工	取水口					
	取水堰					
	附帯施設					
〇〇機場	吸水槽					
	吐水槽					
	樋管・樋門					
	建屋					
用水路	〇〇幹線用水路					
	△△幹線用水路					
排水路						

(施設機械設備)

施設名称	設備区分	機器	測点、部位等	監視内容・項目	監視頻度	監視の留意事項	異常時の措置	
●●機場		主ポンプ						
		減速機						
電動機								